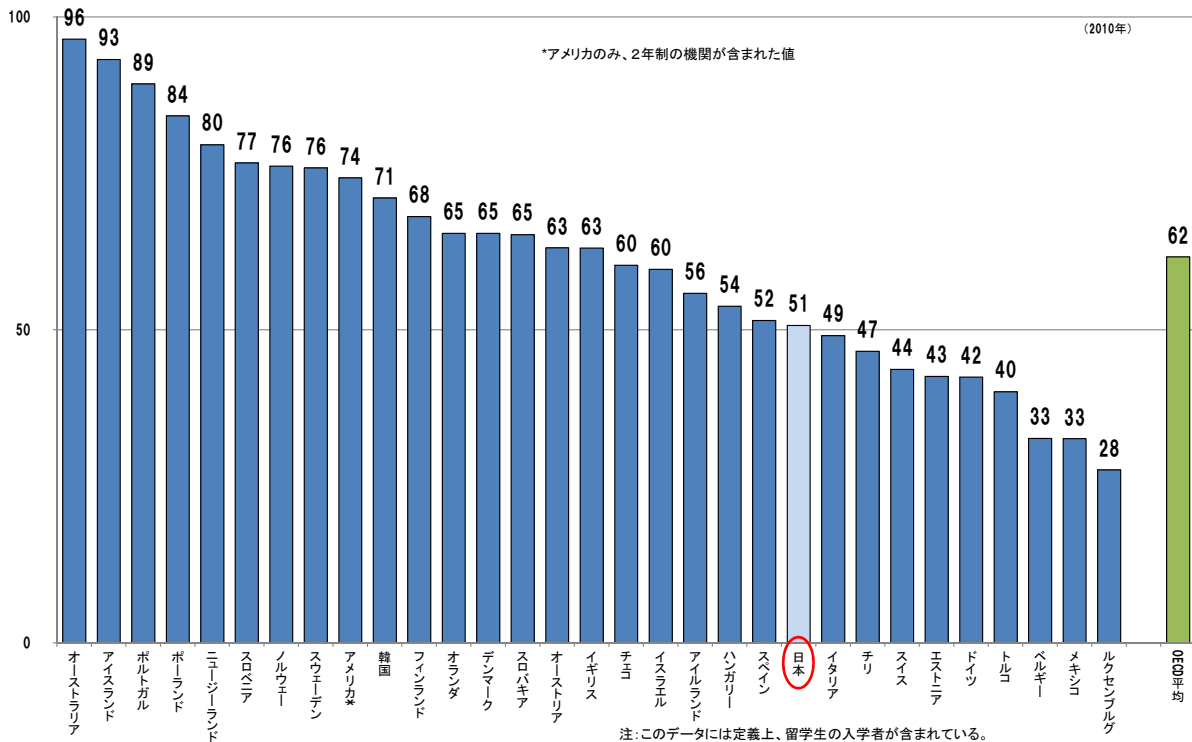


大学進学率の国際比較

日本の大学進学率は上昇してきたが、OECD各国平均に比べると高いとは言えない。
(1995年 31% → 2000年 40% → 2010年 51%)

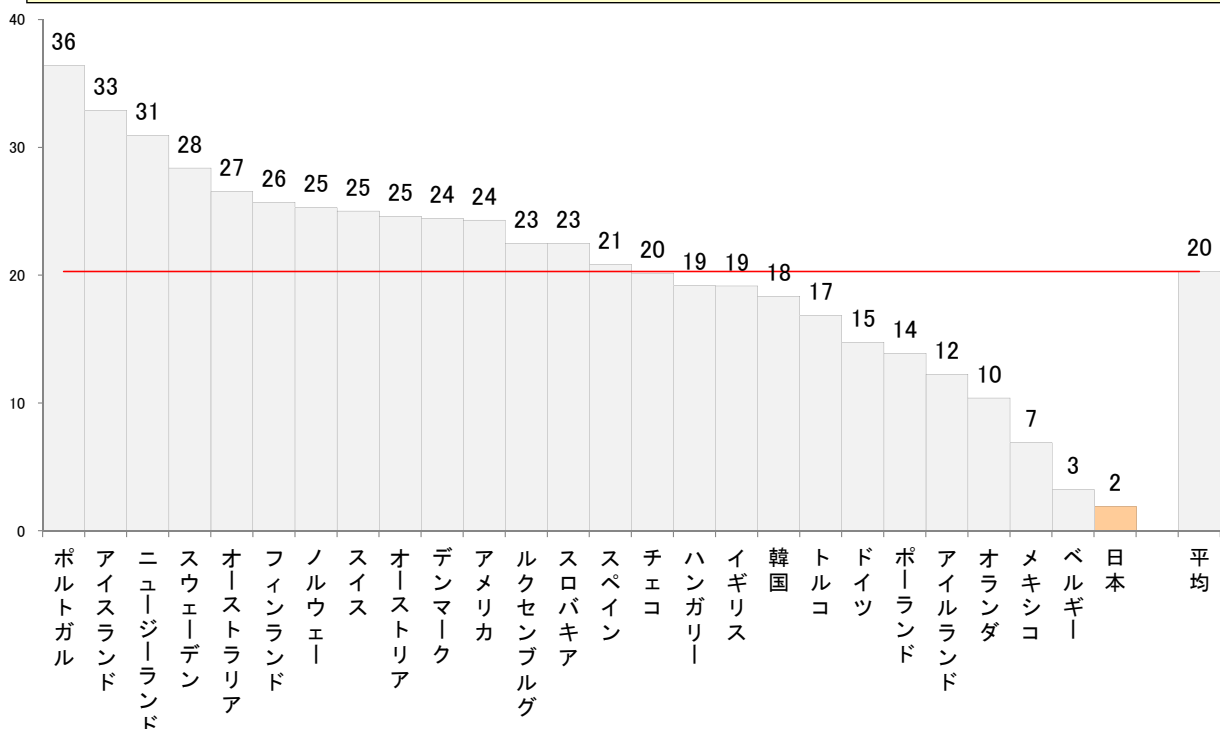


※OECDは、留学生が進学率に及ぼす影響を明らかにするため、データのある国については、留学生を除外した調整後の値を示している。
日本は留学生の在籍者数は把握しているが、入学者を区分して調査していないため、留学生を除くことができない。

出典: OECD「Education at a Glance 2012」

25歳以上の学士課程への入学者の割合（国際比較）

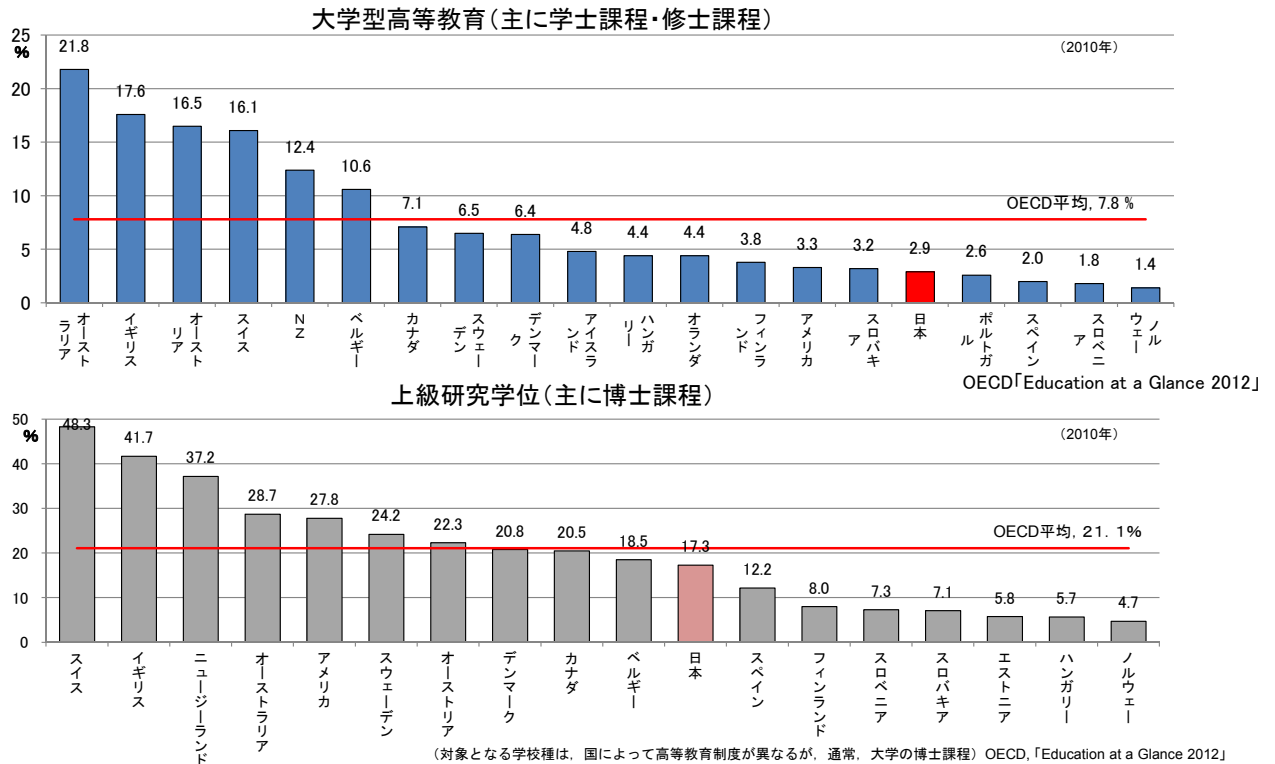
諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



出典: OECD Stat Extracts (2010)。ただし、日本の数値については、「学校基本調査」及び文部科学省調べによる社会人入学生数

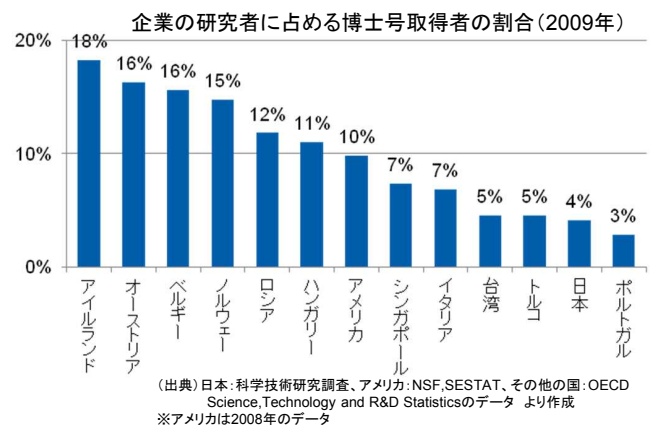
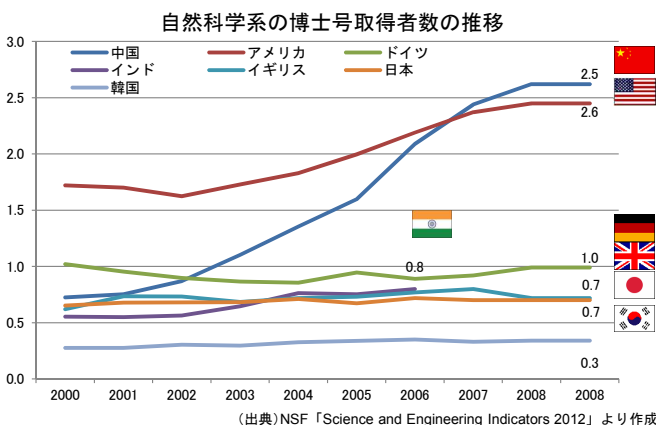
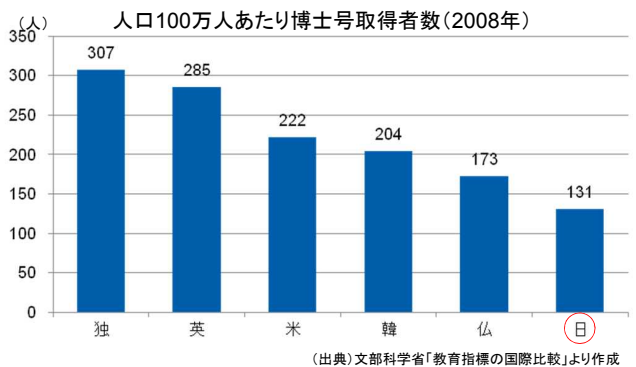
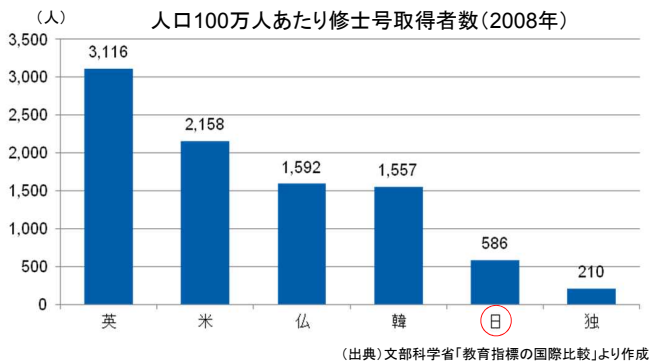
各国の学生に占める留学生の内訳

学士・修士課程において留学生が占める割合は、OECD平均は7.8%であるのに対して、日本は2.9%にとどまる。博士課程については、OECD平均は21.1%であるのに対して、日本は17.3%。イギリスの41.7%、アメリカの27.8%等に比較して少ない。



修士号・博士号取得者数の国際比較

知識基盤社会で世界的に人材需要が高度化する中、我が国では博士・修士が諸外国と比べて少ない



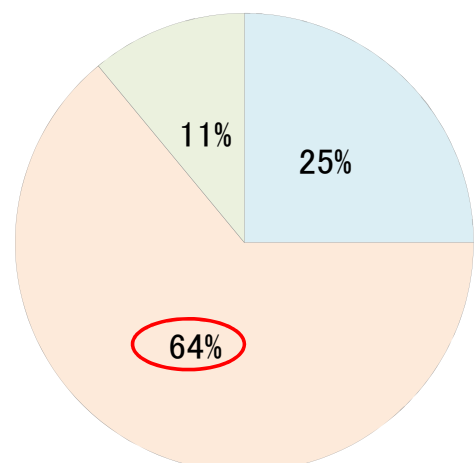
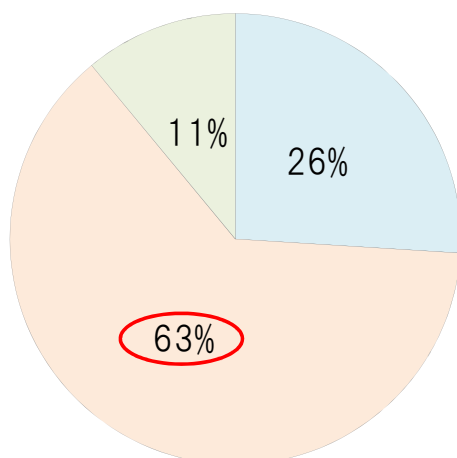
(6) 大学教育への社会の評価等

大学教育への評価（世論調査）

新聞社の世論調査では、日本の大学が、世界に通用する人材や企業、社会が求める人材を育てているかとの質問に6割を超える国民が否定的な回答

○ 世界に通用する人材を育てることができていると思うか

○ 企業や社会が求める人材を育てることができていると思うか



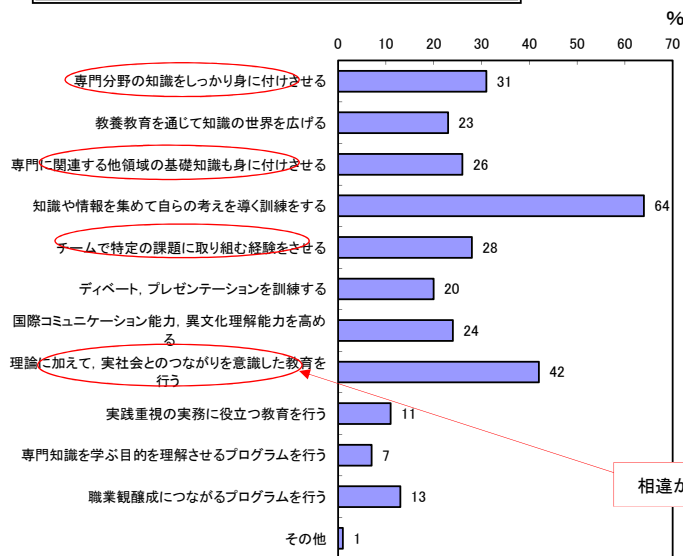
■ できている ■ できていない ■ その他・無回答

出典：朝日新聞社「教育」をテーマにした「全国世論調査」（2011.1.1【18面】）

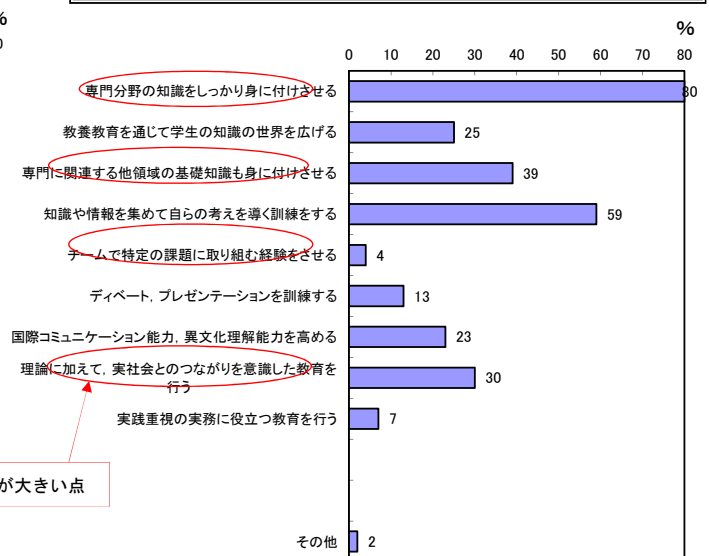
人材育成面での企業の期待と大学・大学院の取組について（1）

経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とでは、特に「チームで特定の課題に取り組む経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などにおいてギャップがある。

企業の大学・大学院（文系）への期待



大学・大学院（文系）が教育面で特に注力している点



相違が大きい点

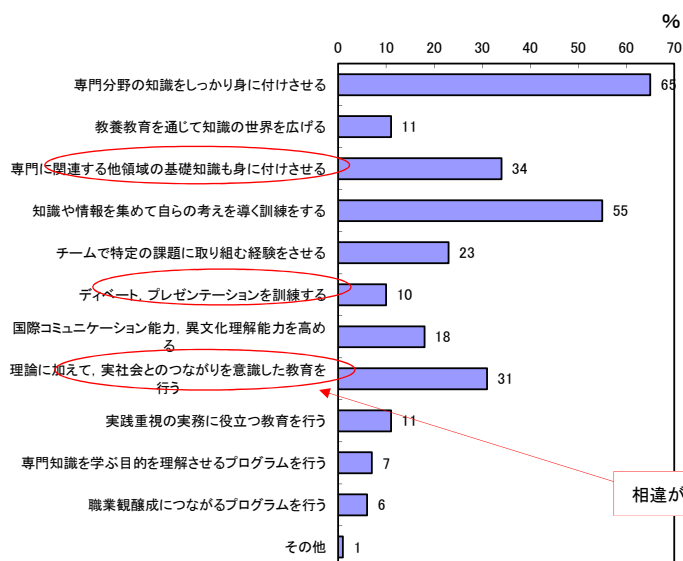
事務系人材を採用する立場から、大学・大学院（文系学部、学科、専攻）に対して人材育成の点で何を期待するか、684社に質問（三つまで選択）。684社に占める割合

学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、三つまで選択。全国20大学のうち、回答のあった16大学の文系48学部と49研究科の合計に占める割合

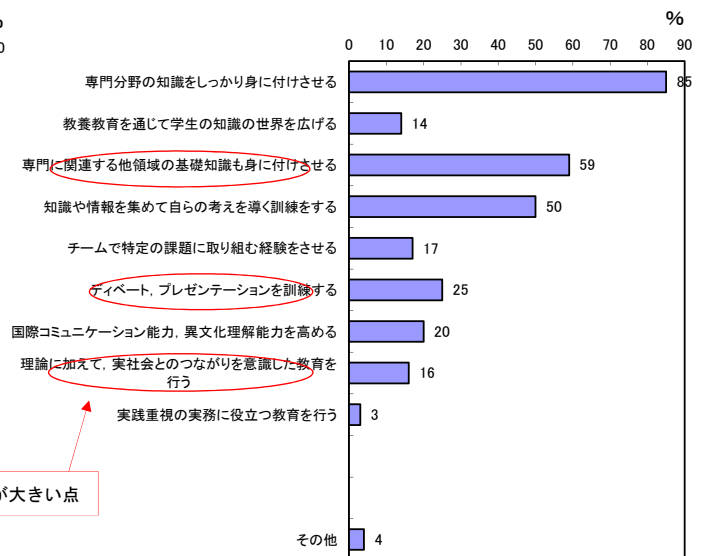
【平成16年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】

人材育成面での企業の期待と大学・大学院の取組について（2）

企業の大学・大学院（理系）への期待



大学・大学院（理系）が教育面で特に注力している点



相違が大きい点

技術系人材を採用する立場から、大学・大学院（理系学部、学科、専攻）に対して人材育成の点で何を期待するか、520社に質問（三つまで選択）。520社に占める割合

学部生と、修士課程修了後に博士課程に進学せず就職する院生への教育にあたり、特に注力している点について、三つまで選択。全国20大学のうち、回答のあった16大学の理系39学部と37研究科の合計に占める割合

【平成16年日本経団連「企業の求める人材像についてのアンケート結果」より作成】

大学教育の成果に関する学生の自己認識

学生の5～6割が「論理的に文章を書く力」、「人にわかりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている。

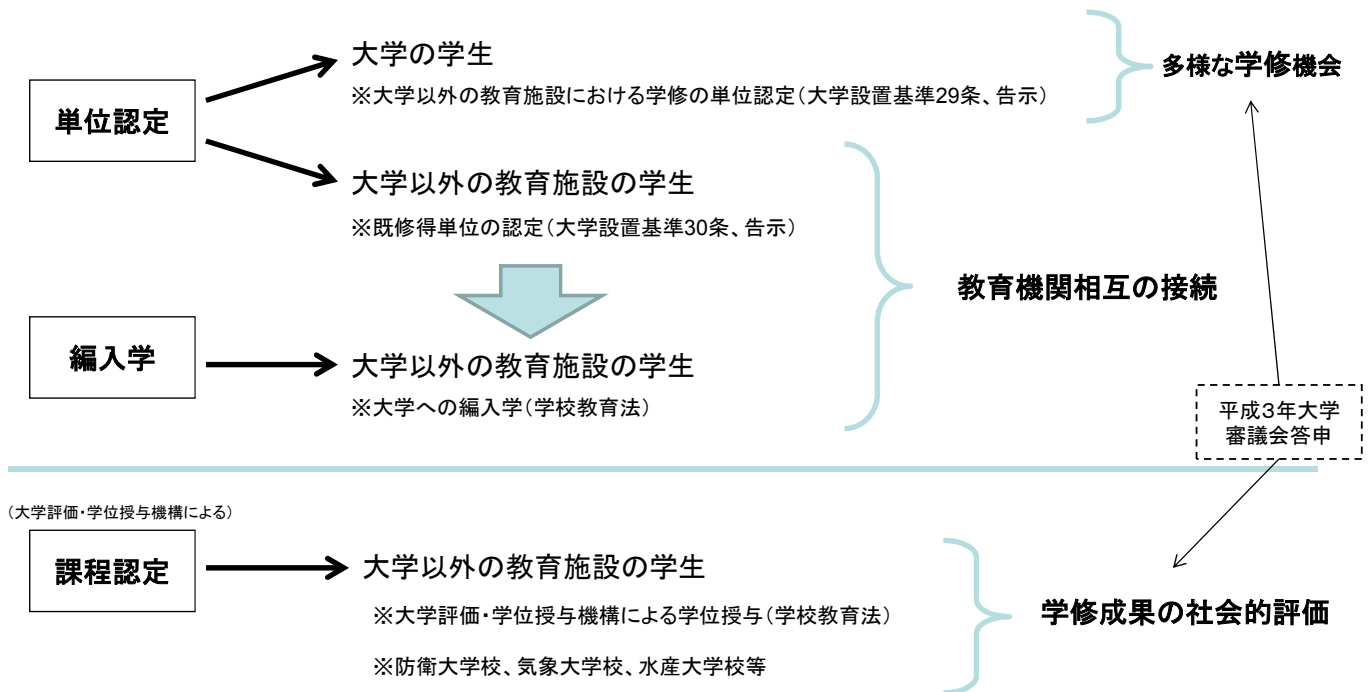
○ 大学の授業は、どのくらい役立っていると思いますか。また自分の実力はどの程度あると思いますか。

	これまでの授業経験は				自分の実力は			
	役立っていない		役立っている		不十分		十分	
将来の職業に関連する知識や技能	9.5	29.6	42.4	17.2	30.0	50.6	15.4	1.3
専門分野での知識・理解	4.7	23.8	49.5	20.5	25.1	51.3	19.3	1.4
専門分野の基礎となるような理論的理解・知識	4.5	24.0	48.7	20.8	22.3	49.7	22.6	2.0
論理的に文章を書く力	16.6	38.9	32.3	10.6	28.3	42.2	23.2	3.3
人にわかりやすく話す力	20.2	40.5	29.2	8.6	28.5	43.1	21.7	3.8
外国語の力	25.7	36.6	26.5	9.7	44.0	35.7	15.0	2.5
ものごとを分析的・批判的に考える力	9.2	35.2	42.0	11.9	16.5	43.6	31.0	5.9
問題を見つめ、解決方法を考える力	9.9	37.7	40.5	10.2	18.1	47.0	27.6	4.4
幅広い知識、もののみかた	7.6	30.4	44.9	15.6	16.6	44.8	30.3	5.3

出典：東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学生調査」（2007）

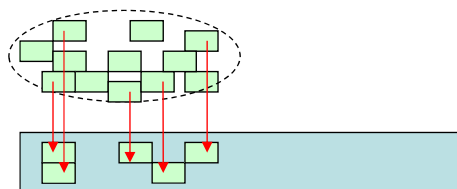
2. 求められる知識・技能の高度化に対応した 進路選択・学修機会の充実

単位認定・編入学と課程認定

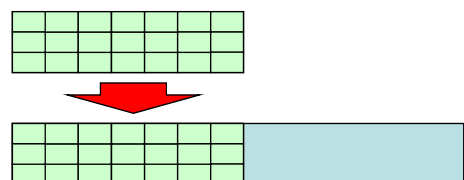


単位認定と編入学

	大学以外の学修に対する単位認定	編入学
意義	多様な学修機会の確保(他の教育施設における学修等を大学の単位として評価)	他の学校種の途中年次への接続を可能にする
法令	告示事項 (平成3年文部省告示)	法律事項 (学校教育法)
効果	- 大学以外の教育施設における学修の認定 - 大学入学前の既修得単位の認定	- 大学入学前の既修得単位の認定 - 途中年次への入学
対象	短大(専攻科含む)における学修 高専(専攻科含む)における学修 専門学校(修業年限2年以上)における学修 法律に定める講習(教員免許認定講習、社会教育主事講習など) 文部科学大臣認定技能審査(英検、漢検等)に係る学修 TOEFL、TOEICに係る学修	短大卒業 高専卒業 専門学校(修業年限2年以上+授業時間1700時間)修了



大学以外での一定の学修については、個別に大学の授業科目とみなすことができるが、修業年限の短縮につながるものではない。(最大で60単位までしか認められない。)



一定の組織的・体系的な学修全体が単位認定の対象となる場合、修業年限の短縮が可能(=3年次等への編入学が可能)
(編入学の場合、60単位を超えて認定することも可能)

単位認定の対象として認められている学修

学修の種類		創設年度	根拠規定
①自大学以外の教育施設における学修	他の大学において修得した単位	S47年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学において修得した単位	S57年	大学設置基準第28条1項、2項
	短期大学専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	高等専門学校専攻科における学修	H3年	大学設置基準第29条1項
	大学専攻科における学修	H3年	平成3年告示1号
	高等専門学校における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示2号
	専門学校(修業年限2年以上)における学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示3号
②大学において法律に基づいて行われる講習	教職免許法上の認定講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示4号
	社会教育法上の社会教育主事講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示5号
	図書館法上の司書講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示6号
	学校図書館法上の司書教諭講習で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示7号
③資格試験等に係る学修	認定技能審査に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H3年	平成3年告示8号
	TOEIC、TOEFL又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学が大学教育相当水準と認めたもの	H11年	平成3年告示9号

※当該学修の全てについて単位認定が認められるものではなく、各大学が「大学教育相当水準と認めたもの」のみを単位認定する仕組み

編入学制度について

○編入学とは、一般に種類の異なる学校の途中年次への入学」のことであり、学校教育法で規定されている修業年限の短縮に当たることから、法律上の根拠が必要である。
○現在、編入学が認められているのは、原則として、下記の3類型のみ。

	編入学制度創設時期	根拠規定	学校に関する要件	学生に関する要件
短期大学 (S25年創設)	同左	学校教育法 第108条7項	—	短期大学を卒業していること
高等専門学校 (S36年創設)	同左	学校教育法 第122条	—	高等専門学校を卒業していること
専門学校 (S50年創設)	H10年	学校教育法 第132条	①修業年限2年以上 ②課程の修了に必要な総授業時数が1700時間以上	①左記の要件を満たす専門学校を卒業していること ②大学入学資格を有する者であること

○なお、短大・高専が制度創設当初から大学への編入学が認められていたのに対し、専門学校については、下記のような経過で編入学が認められている。

平成3年 文部省告示第68号(単位認定の対象となる学修を規定)

専門学校(修業年限2年以上)における学修が、大学における単位認定の対象になる。

平成4年 生涯学習審議会答申

専門学校卒業者に大学編入学資格を認めることについて、今後検討が望まれるとされ、以後、大学審議会において検討。

平成10年 学校教育法改正

一定の基準を満たす専門学校(修業年限2年+授業時間1700時間)について、大学への編入学を認める。

大学評価・学位授与機構における課程認定の仕組み

○大学以外の教育施設に設置された課程のうち、学士課程・修士課程・博士課程に相当する水準の教育を行っている機構が認定した課程の修了者のうち、大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対して学位を授与するもの。

○具体的な審査については、同機構の学位審査会において、各省庁大学校からの申請を受けて、各課程の教育課程・修了要件・教員組織・施設設備等について、学校教育法や大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に照らして審査を行うもの。

※課程認定に際しては、下記の資料の提出を求め、審査を行っている。

- ・教育施設等の概要を記載した書類
- ・課程の趣旨、沿革等を記載した書類
- ・教育施設の規則
- ・教育施設の長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- ・講義要目（課程の全授業科目）
- ・教育施設の長及び教員の個人調書
- ・設備の概要を記載した書類
- ・校地等の概要を記載した書類
- ・校舎その他の建物の概要を記載した書類
- ・附属病院の概要（医師、歯科医師、看護師等の配置等を含む）を記載した書類

○認定を受けた課程については、原則として5年ごとに教育の実施状況等についての審査が行われる。

省庁系大学校の概要

※「大学校」については、法令上の規定がなく、その実態も多種多様であるが、ここでは学校教育法以外の法律に基づいて国又は独立行政法人によって設置されている教育施設のうち大学校の名称を用いている施設を省庁系大学校として整理した。（※「－」は法改正が必要な事項。）

（学位授与機構による）

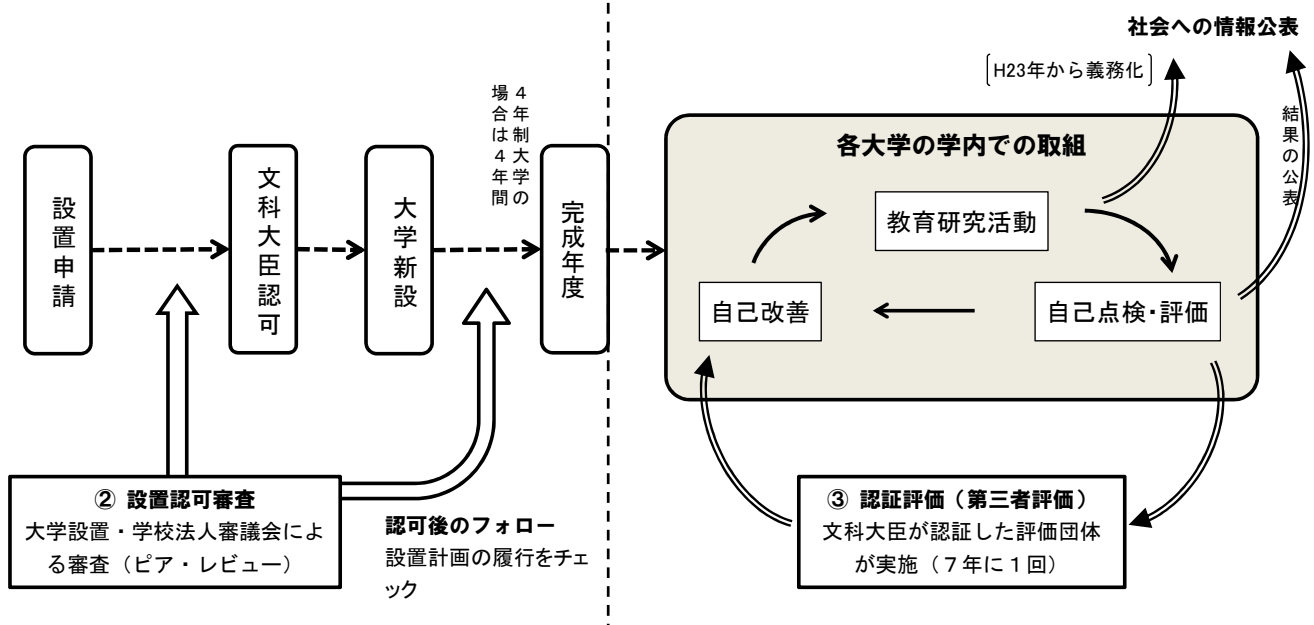
大学校名		主たる目的	単位認定	編入学	課程認定
① 高等学校卒業程度対象 (4年制課程)	防衛大学校	幹部自衛官の育成	×	—	○
	防衛医科大学校	幹部自衛官(医師)の育成	×	—	○
	海上保安大学校	海上保安庁の幹部職員等の教育訓練	×	—	○
	気象大学校	気象庁の幹部候補生の養成	×	—	○
	水産大学校	水産業を担う人材の育成	×	—	○
	国立看護大学校	先端医療等で活躍できる看護師、助産師の育成	×	—	○
	職業能力開発総合大学校	職業訓練指導員の養成・研修	×	—	○
	職業能力開発大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	—	×
	職業能力開発短期大学校	ものづくりの実践的能力を持つ技術者の養成	×	×	—
	海技短期大学校	航海士・機関士等の養成	×	×	—
② 卒業程度対象 (2年制課程)	海技大学校	船舶運航技能等の教授	×	—	—
	航空大学校	エアライン・パイロットの養成	×	—	—
③ 各省庁職員や関係者等対象	警察大学校	警察職員に対する教育訓練	×	×	×
	税務大学校	税務職員に対する研修	×	×	×
	自治大学校	地方公共団体の職員に対する研修	×	×	×
	消防大学校	消防職員、消防団員に対する教育訓練	×	×	×
	国土交通大学校	国土交通行政に関わる者に対する研修	×	×	×
	航空保安大学校	航空管制官等の航空保安職員の養成	×	×	×
	労働大学校	労働基準監督官等の労働行政職員の研修	×	×	×

3. 大学の質保証の充実

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】

【恒常的な質保証】



① 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

学士課程教育（学部教育）における質の保証と向上

①中央教育審議会では、各大学に、学士課程教育（学部教育）において、3つの方針の明確化を提言（平成20年）

○ 学位授与の方針	【現状・課題】	【改善方策】
	- 我が国の大学の教育研究の目的は抽象的 - 学修成果（アウトカム）の考え方が定着していない	- 大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開 「学士力」を推進（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性等）
○ 教育課程編成・実施の方針	- 学修の系統性・順次性が配慮されていない - 学生の学修時間が短い（本来、1単位は4.5時間の学修量） - 成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱い	- 順次性のある体系的な教育課程を編成 - 学生の学習時間の実態を把握し、単位制度を実質化 - GPA等の客観的な評価基準を適用
○ 入学受入れの方針	- 入試が入口管理として機能していない - 総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化	- 大学は、入学受入方針を明確化し、入試方法を見直し - 初年次教育の充実や高大連携を推進

②各大学では、教育の質を保証し、さらに向上させる取組が推進

- （例）
- 学部・学科の教育研究目的の明示を義務化（H20～）
※教育研究目的を定める大学：H18年 59%→H20 93%の大学
 - シラバスを公表、成績評価と卒業認定の客観性・厳格性を確保するよう義務化（H20～）
※シラバスを作成・公表する大学：H20 96%
※GPAにより厳格な成績判定を行う大学：H12年 10%→H20年 45%
 - 教員の教育面の業績評価が進展
※H16年 28% → H20年 47%の大学が実施
 - 7年ごとに全大学が外部評価（認証評価）を実施（H16～）
※H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表

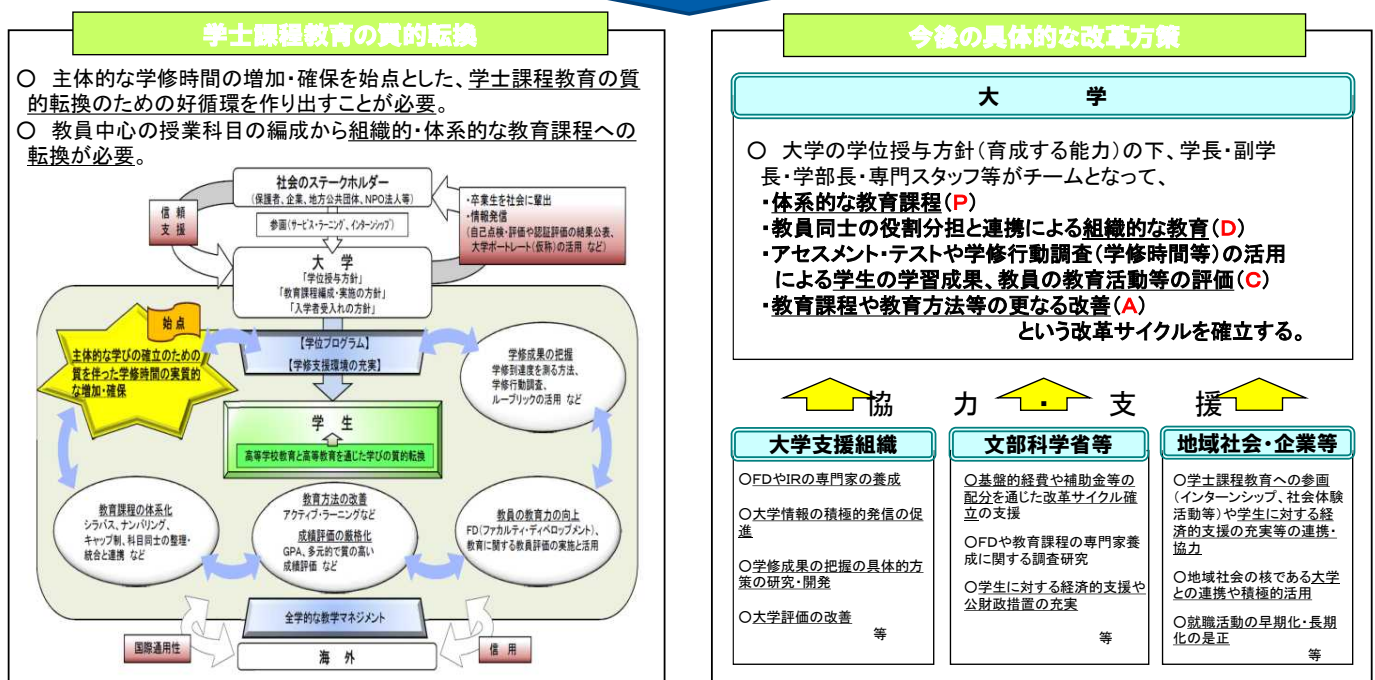
③国は、各大学の優れた事例を支援

- （例）
- 情報環境整備による成績評価の厳格化
 - eラーニングと対面授業によるブレンディッド学習
 - きめ細かい学生サポートの充実
 - 産学協力による専門人材の育成
 - 体系的な教育課程に基づく、大学院教育の実質化
 - 学生の卒業後の自立の観点からの就業力の育成

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～
（平成24年8月28日 中央教育審議会答申）

◇我が国を取り巻く社会環境と高等教育の現状と課題

- ・グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等社会の急激な変化に伴い、地域社会や産業界は、社会の変化に対応する基礎力と将来に活路を見いだす原動力として有意な人材の育成や学術研究の発展を大学に期待。
- ・高等教育段階で培うことが求められる「学士力」を備えた人材を育成するためには、主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ・一方、日本の学生の学修時間が諸外国の学生と比べて短いという現実。



「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」について

趣 旨

大学の設置認可の在り方について見直し、大学教育の質の向上を図るため、11月20日、文部科学大臣決定により設置。

検討事項

- (1) 審査基準の在り方
- (2) 審査体制の在り方
- (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

委 員

浦野光人座長（株式会社ニチレイ代表取締役会長） 他全13名
（大学、経済界、地方自治体、公認会計士、NPO、高等学校長・保護者等）

会 議

11月から1月までに4回開催
（11月21日（水）、12月6日（木）、21日（金）、1月21日（月））

大学設置認可の見直しの方向性について、2月4日（月）に文部科学大臣へ報告。

「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」の報告について

1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実
 - ① 全体構想審査の実施
 - ② 自治体からのヒアリング等の実施
 - ③ 学生確保の見通し等の審査体制の充実
 - ④ リスクシナリオの確認

2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底

3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善・充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、大学の質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

設置認可の弾力化の現状と課題

- 「事前規制から事後チェックへ」という規制改革の流れを踏まえ、第三者評価としての認証評価制度を導入するとともに、大学設置基準や審査手続を大幅に見直し。

例：・大学設置等の量的な抑制方針を基本的に撤廃
・審議会内規等の審査基準を廃止し、告示以上の法令に規定（準則主義化）

- また、学部や学科等を設置する際に、学問分野を大きく変更しないものは事前審査を不要とする届出制度を、平成16年度開設分から導入（学問の進展や社会の変化に対応した機動的な組織編成が可能）。



- これにより、近年、大学の学部・大学院数や収容定員が増加したが、設置認可申請内容に課題のある件数が増加しており、「大学らしさ」「大学にふさわしい教育・研究水準」の共通理解に懸念が生じている。
- そこで、明らかな準備不足の申請への「早期不認可」を導入（H21）。また、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化した（H25）。
- 今後、中央教育審議会におけるこれまでの議論及び平成25年2月にとりまとめられた「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」の報告なども踏まえ、必要な見直しを実施予定。

準則主義の開始

開設年度		H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
認可申請数		226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	84	73	64	68	64
あった件数 申請に課題が	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	3	12	7	14	3	14
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	14	4	11	12	13	17
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	2	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	17	17	18	26	18	32
	認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53	46
届出件数		－	－	－	－	－	276	265	356	243	258	235	223	155	183	139

認証評価制度の概要

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）
- ② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）
 - ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
 - ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

認証評価機関の一覧（機関別認証評価）

学校の種類	認証評価機関	認証日
大 学	公益財団法人大学基準協会	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
短期大学	一般社団法人短期大学基準協会	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年1月25日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分 野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース